

				専門研修修了要件			
				入院症例提出病歴要約数	外来症例提出病歴要約数	入院症例	外来症例
1	1A	CKD	1 検尿異常 2 糖尿病性腎臓病 3 腎硬化症 4 腎移植後(レシピエント、ドナー) 5 その他のCKD(腎生検未実施の糸球体腎炎など) 6 腎疾患患者と妊娠	2→3	1	10	10→18
			1 血液透析導入症例 2 腹膜透析導入症例 3 腎移植導入症例 4 維持透析症例(ESKD患者、HD、PD施行中の患者)、腎移植後患者 5 合併症を併発した末期腎不全(感染症、バスキュラーアクセス不全、心不全、CKD-MBD、その他)	2→1		20→2	
	1B	末期腎不全			1		10→2
				2→1		20→2	
2		急性腎障害	1 腎前性 2 腎性 3 腎後性	2		14(うち10例まではコンサルテーション症例)	
3	3A	一次性糸球体疾患	1 ネフローゼ症候群 2 慢性糸球体腎炎(腎生検あり) 3 急性糸球体腎炎 4 RPGN	3→4		20→40	6
	3B	二次性および遺伝性糸球体疾患	1 アミロイド腎症 2 単クローニ性免疫グロブリン沈着症 3 ループス腎炎 4 SLE以外の膠原病による腎症 5 クリオグロブリン血症 6 抗GBM抗体病<Goodpasture症候群> 7 IgA血管炎<Schönlein-Henoch 紫斑病、アナフィラクトイド紫斑病> 8 抗好中球細胞質抗体関連血管炎(顕微鏡的多発血管炎、多発血管炎性肉芽腫症、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症) 9 HCV腎症、HBV腎症 10 その他の感染に伴う腎炎(敗血症、感染性心内膜炎など) 11 Alport症候群、菲薄基底膜病、Fabry病	2		14	2
4	4	尿細管・間質疾患	1 薬剤性腎障害 2 間質性腎炎(特発性間質性腎炎、Sjögren症候群、IgG4関連疾患など) 3 骨髓腫腎 4 逆流性腎症(膀胱尿管逆流現象) 5 遺伝性(腎性糖尿、Bartter症候群 / Gitelman症候群、Liddle症候群、Fanconi症候群、Dent病(特発性尿細管性蛋白尿症)	1		6→10	2
5	5A	高血圧症	1 本態性高血圧症 2 腎性高血圧 3 腎血管性高血圧 4 内分泌性高血圧症 5 高血圧緊急症 6 妊娠高血圧症候群	1		6	10
	5B	腎血管疾患	1 虚血性腎症 2 血栓性腎血管病(腎梗塞、腎静脈血栓症) 3 TMA(TTP、HUS、aHUSなど) 4 コレスステロール塞栓症	1		4	
6	6	水電解質酸塩基平衡異常	1 体液量の異常 2 Na濃度の異常(高Na血症、低Na血症) 3 多尿をきたす疾患(尿崩症を含む) 4 K代謝異常(高K血症、低K血症) 5 Ca, P, Mg代謝異常 6 代謝性アシドーシス 7 代謝性アルカローシス	2		20→26(うち18例まではコンサルテーション症例を認める)	10
7	7A	腎尿路感染症	1 下部尿路感染症(性行為感染症、出血性膀胱炎を含む) 2 急性腎盂腎炎	1		2	4
	7B	泌尿器科疾患	1 囊胞性腎疾患(多発性囊胞腎) 2 腎・尿路腫瘍(腎腫瘍、腎盂・尿路腫瘍、膀胱腫瘍) 3 腎・尿路結石 4 前立腺肥大症、前立腺癌 5 先天性腎尿路異常<CAKUT>	1		4→10	6
				11	2	140	60

基本領域を小児科専門医とするものへの例外処置

小児の末期腎不全が全国で新規60-80例程度であることを鑑み以下のような例外規定を設置する。1B、1Dのサマリー数を入院症例提出病歴要約数をそれぞれ、1とする。また、1B、1C、1Dの症例数をそれぞれ1とする。入院症例提出病歴要約が2つ減る分に關しては、カテゴリー1Aの病歴要約を3、3Aの病歴要約を4とする。経験症例数は、総数を変えず、末期腎不全の経験症例が少ない分を、他の領域でカバーする。

提出病歴要約

提出病歴要約は、主治医として受け持った入院症例とする。主治医などの基準は病院によってことなるので、病院の退院時病歴要約などで受け持ちであることを証明できる必要がある。
それに加えて、CKDとESKDの外来症例を1例ずつ、病歴要約を提出する。外来症例は入院症例とは病歴要約の構成も異なること各疾患群の指定の病歴要約を提出する際に、同じ病名の病歴要約を出すことはできない。

入院症例

入院症例とは、主治医として受け持った症例である。主治医などの基準は病院によってことなるので、病院の退院サマリーなどで受け持ちであることを証明できる必要がある。

入院症例は、目標とすべき経験症例数140例の80%以上を単位認定の要件とする。ただし、各疾患群において、経験すべき症例数の50%以上である必要がある。

急性腎障害と水電解質酸塩基平衡異常においては、入院症例のうちの一定数をコンサルテーション症例で代替可能とする。コンサルテーションとは、他科の診療依頼に応じ、3回以上診察を行い、診療録に記載を行った症例を指す。

外来症例

外来症例とは、3回以上外来主治医として対応した症例をさす。外来症例は入院症例の退院後であってもよい。
外来症例(外来維持透析を含む)は、研修施設でないものも含んで良いが、そこで見たことに関しては、研修施設の指導医が確認、指導をする。

外来症例は、目標とすべき経験症例数60例の80%以上を単位認定の要件とする。ただし、各疾患群において、経験すべき症例数の50%以上である必要がある。

経験のレベル

A(主担当医として自ら経験した)
B(間接的に経験している(実症例をチームとして経験した、または症例検討会を通して経験した)
C(レクチャー、セミナー、学会が公認するセルフスタディやコンピューターシミュレーションで学習した)